

行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年 4月 1日～ 2025年 3月 31日までの 1年間
2. 内容

目標1：育児休業等の制度について、有期契約労働者および管理職に書面を配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2023年 4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 制度に関する書面の作成・配布による全職員への周知

目標2：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 5日以上とする。

<対策>

- 2023年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2023年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2023年 4月～ 有給を取得しやすい環境の整備